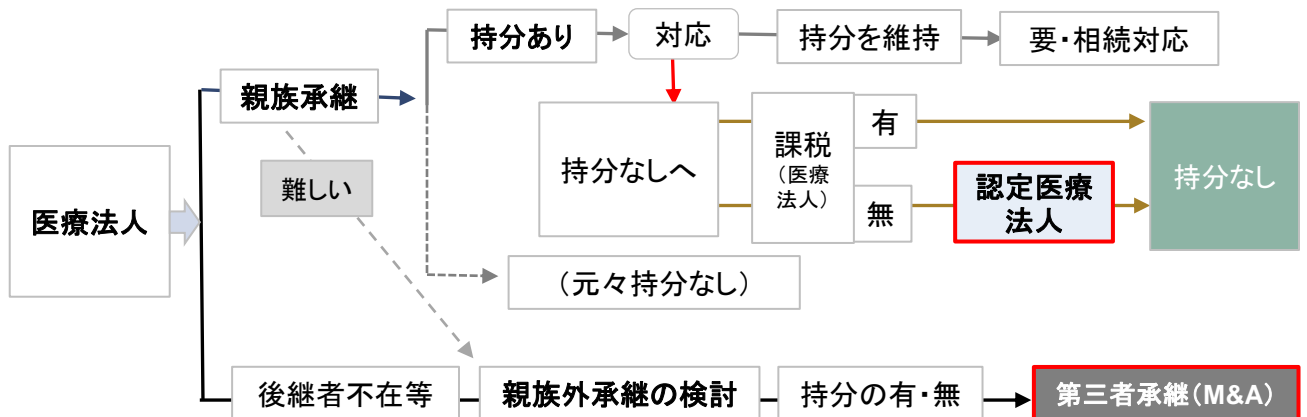


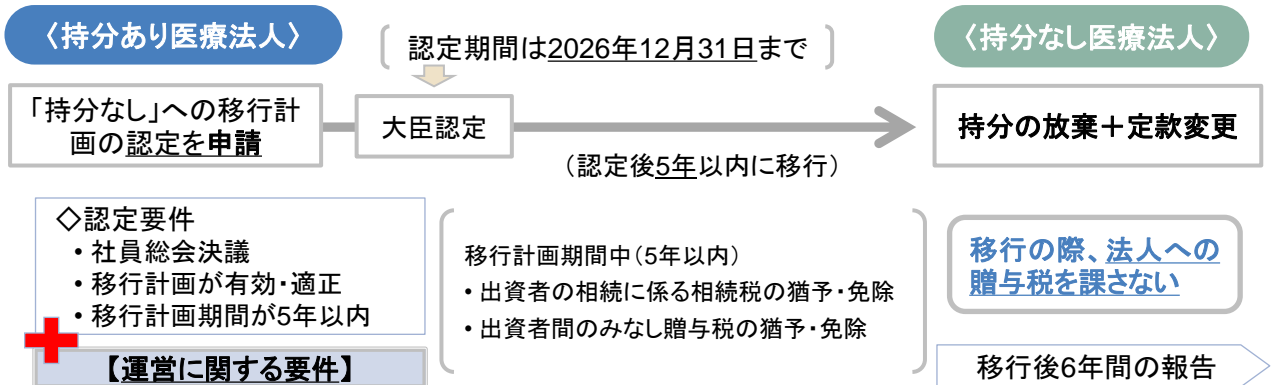
## 【医療法人の承継について】

- ✓ 最近、小規模な医療法人から「法人の承継」に関するご相談を頂く事が増えています
- ✓ 「親族承継と持分の対応」、「後継者不在等からの親族外承継」について
  - 「親族承継」では「持分ありの対応」→「持分維持」又は「持分なしへの移行（認定医療法人含む）」
  - 後継者不在等から「親族外承継」の検討→「第三者承継（M&A）」の状況やその進め方等

### 1. 医療法人の承継の方向性（イメージ図）



### 2-1. 認定医療法人について



要件等	
① 当該医療法人の関係者に対し、特別の利益を与えないこと	② 理事・監事に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること
③ 株式会社等に対し、特別な利益を与えていないこと	④ 遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと
⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽等の事実その他公益に反する事実がないこと	⑥ 社会保険診療等（介護、助産、予防接種含む）に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること
⑦ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されていること	⑧ 医業収入が、患者のために直接必要な経費の額の150%以内であること

（出所）厚生労働省「持分なし医療法人」への移行に関する手引書」（2023年5月改訂）、「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度の延長について」（2023/5/19）及び厚生労働省へのヒアリングを基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

## 2-2. 認定医療法人の現況等

- 現況での認定数…… 915件 / 移行数 822件(厚生労働省に11/30ヒアリング)
- 最近では持分の評価がそれほど高額でない医療法人(診療所・クリニック・医院)から、「持分対応(認定医療法人含む)」に関するご相談が頂くことが増えています。その背景に、「持分」に対するご認識の変化がある様に思われます
  - － 【親族間での承継の難しさ】
  - － 【持分(制度上)の問題】－(持分の評価・承継に伴う税金・誰に渡すか・払い戻し請求権等)
  - － 【後継者へ持分対応を委ねる事】等
- 運営方法に関する要件のうち、よく問題になる項目は、以下の①～④です
  - ①関係者への特別の利益 ②報酬関連 ③株式会社等への利益許与 ④遊休財産の比率
  - － 対応に時間を要す事象が多くあります
  - － 要件ごとに、解決すべき時期が異なります
  - ※ 早めの準備(現状分析→その対応)が大切です

(出所)厚生労働省「持分なし医療法人」への移行に関する手引書(2023年5月改訂)、「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度の延長について」(2023/5/19)及び厚生労働省へのヒアリングを基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

## 3. 医療法人の第三者承継(M&A)について

- 医療法人の理事長は、「医師」の要件があります。そのため、後継者の不在等を起因として、第三者承継(M&A)を模索するケースが増えています

事象	方式	対応
第三者承継 (M&A)	⇒ 持分の譲渡	売り手は持分を譲渡し対価を得ます。買い手は持分を取得し、社員(経営陣)を派遣し、経営を引き継ぎます
	⇒ 社員の入退社	社員の退社(経営陣/売り手)と入社(経営陣/買い手)により、経営を引き継ぎます(社員とは社員総会の社員) 持分なしの場合等
	(事業譲渡)	一部の事業等に移します

- 第三者承継(M&A)の流れ



- 第三者承継(M&A)でのポイント
  - － 医療機関の種類(病院/診療所等)・規模・診療科目・エリア等
  - － 医療法人社団の「持分の有無」
  - － 年間の医療収益(売上高)・当期利益・資本金・純資産額合計等
  - － 後継者の状況確認
  - － 第三者承継(M&A)のタイミング(なるべく早く・1年以内・3年以内・5年以上先)
  - － 従業員の雇用維持
  - － 経営交代後の先生のご希望等
- ✓ 大切な医療法人の譲渡であるため、現経営者のご意向を踏まえて対応する事となります。一方、「お相手」、「条件等の調整」等、難しい局面も往々にして想定され、また、時間を要しますので、早めの情報収集や、信頼できる先への相談等が大切です。なお、「情報管理」は必須となります

※ SMBC日興証券では、医療法人の承継全般(持分の対応、親族内承継・第三者承継)のみならず、本業支援等もサポートさせていただいておりますので、お気軽にご相談ください

## 金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オフリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、およびその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容にしたがって、お客さまが実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客さまのご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。たとえば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く)の場合は約定代金に対して最大1.265%(ただし、最低手数料5,500円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大3.30%の申込手数料、最大4.50%の換金手数料または信託財産留保額、間接的費用として、最大年率3.64%の信託報酬(または運用管理費用)およびその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率または金額を記載しています。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示にかかわらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もあります。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客さまを取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容にしたがって、お客さまが実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもあります。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金または証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と買い付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは当社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、およびお客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客さまの最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、  
一般社団法人日本STO協会

(2023年9月30日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。  
Share the Future